

平成28年9月13日

加盟団体各位  
公認レフェリー各位

公益財団法人 日本バドミントン協会  
競技審判部長 山田 順一郎

## 大会運営規程第4章第19条の改訂について

このことにつきまして、平成28年9月10日に開催された第359回理事会において承認されたので、平成28年9月11日より正式施行とすることをお知らせいたします。

なお、改訂については、下記の通りです。

### 記

#### (現行)

本会主催の第1種大会の個人戦においては組合せ決定後、エントリーの変更はできない。また、試合を棄権したものは、それより後の同一種目及び同大会にエントリーしている他の種目全てにおいて出場できない。ただし、ダブルスの場合、棄権したプレーヤーのパートナーは除くものとする。

#### (改訂後)

本会主催の第1種大会の個人戦においては組合せ決定後、エントリーの変更はできない。また、試合を棄権したものは、それより後の同一種目及び同大会にエントリーしている他の種目全てにおいて出場できない。ただし、ダブルスの場合、棄権したプレーヤーのパートナーは除くものとする。なお、本規程の運用に関し、棄権行為が本人または本人以外の者を有利にする目的でなく、正当な理由をもった棄権行為として競技役員長（レフェリー）が判断した場合、競技役員長（レフェリー）の判断により棄権後の他のエントリー種目に出場することを認めることがある。

以上